

註記：

下記マークアップは請求者によるものである。
by H.Miya (追記 R1/2019/10/19)

弁 明

書

註記： R2/2020/10/22記 by H.Miya

当書面中で「松下賢一郎議長」とあるのは全て議会事務局が本人との一切の同意なく用いている事実を確認した。
松下市との直接電話確認済。2020年4月

氏

平成31年4月26日

審理員

議会事務局総務課

貴田 智子 様

最大課題： 処分庁＝事務局事務代行部門：議事課？ or 議長＝議運？

- ・ 行政手続き法に基づきeMail請求分を受信して 事務局は紙写しを議会：議長(Whom?)に手渡した。
- ・ 議長は eMailの紙写しは「受理しない」と判断・処分した。
- ・ 職員と議員は「役務」が明らかに異なる。
- ★「議長」は「職務上の越権行為」である。

処分庁

藤沢市議会

議長 松下 賢一郎



平成31年3月6日に提出された、審査請求人宮崎碩文からの「藤沢市議会への陳情請求の不当な不受理処置」に関する処分に対する審査請求について、次のとおり弁明します。

1 弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との採決を求める。

2 本件処分に至るまでの経緯

議会事務局担当部門へTel
議会へではない

- (1) 審査請求人は、処分庁に対し、平成31年1月8日に電話連絡を行い、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律に基づき、ICT利活用の一環として、陳情を電子メールで受け付けすること等を求め、同日付けの電子メールで面談を求めた。
- (2) 処分庁は、1月17日に審査請求人と面談し、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の趣旨は理解しているが、議会は法律の対象範囲となっていないこと。藤沢市議会会議規則（平成15年藤沢市議会規則第1号。以下「規則」という。）第90条の規定により、陳情書は請願書の例により処理すること。規則第82条の規定により、請願書には請願者が署名し、又は記名押印しなければならないこと。以上のことから、陳情書には、陳情者が署名し、又は記名押印して、紙で提出する必要があることを説明した。

印影は送信メール本文に掲載済みだが 市のメール画面には表示されていない事が判明した！
後日検証したところ市のメールソフトの「設定」に問題ある事が判明した。 WYSIWYG

(3) 審査請求人は、処分庁に対し、2月1日付けの3件の電子メールで、「当市の有料ゴミ袋メニューに関する陳情」、「当市の広報誌等の配布方法の見直しに関する陳情」及び「当市の議会提案／請願／陳情書提出手続きのICT活用に関する陳情」の、以上3件の陳情書を、メール本文に陳情項目等を記載し、押印の電子データを添付して提出した。

(4) 処分庁は、審査請求人に対し、2月5日付けの電子メールで、2月1日付の3件の陳情書には署名又は記名押印がないことから、陳情としては受理できず、要望書としての受理となること。また、陳情として審査を希望する場合は、紙の陳情書に、署名または記名押印して提出する必要があることを説明した。

(5) 審査請求人は、処分庁に対し、2月5日付けの電子メールで、「当市議会事務局への議会提案／請願／陳情書を提出手続きに関わるICT活用に関する陳情」の陳情書を、メール本文に陳情項目等を記載して提出し、議会事務局への陳情等の申請・請求書の提出手続きにICT活用も認めることを求めた。

(6) 処分庁は、審査請求人に対し、2月8日付けの電子メールで、会議規則の規定により陳情書のメールでの提出は受理できないこと。また、紙の陳情書に、署名または記名押印して提出すれば受理し、陳情書のメールでの提出の是非について、陳情として審査されることを説明した。

事務局は紙写し複数枚を議長などに渡した。 by 事務局証言。

(7) 審査請求人は、処分庁に対し、2月8日付けの電子メールで、会議規則における当該規定に関して、規定が設けられた理由、規定を削除した場合における弊害や不具合の発生の有無、及び議員の職務遂行を妨げる阻害要因について説明を求めた。

事務局は紙写し複数枚を議長などに渡した。 by 事務局証言。

(8) 処分庁は、審査請求人に対し、2月12日付けの電子メールで、請願及び陳情の提出においては、氏名住所を明らかにしていただいたうえで、一定の責任をもってご提出いただくということから、会議規則において署名又は記名押印を求めていること、紙に署名又は記名押印のうえ、原本を提出いただくことにより、本人が提出したことの確認における一定の担保がなされているものと認識しているものと考えていること。また、陳情書のメールでの提出の受理については、会議規則の改正により可能となり、合議体である議会が、これまでの協議により決定されている規則に対して、議会事務局が積極的に改正の提案をすることは考えていないことを説明した。

では、如何にして「改正」するとの意向なのか？

(9) 審査請求人は、処分庁に対し、2月12日付けの電子メールで、議長から直

処分した本人：議長が何故応じないのか？
何故 説明責任を果たさないのか？

接説明を受けるため、議長への面談を求めた。また、審査請求人がこれまでに提出した全ての陳情書を、陳情として審査することを求めた。

- (10) 処分庁は、審査請求人に対し、2月22日付けの電子メールで、藤沢市議会会議規則の規定により陳情書のメールでの提出は受理できないこと。要望書として受理し、議長に報告していることを説明した。

処分本人：議長が何故応じないのか？
何故 説明責任を果たさないのか？

- (11) 審査請求人は、処分庁に対し、2月24日付けの電子メールで、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用として、オンライン化のための各個別法令の改正は不要となっていることから、対応について再度回答を求めた。

- (12) 処分庁は、審査請求人に対し、2月28日付けの電子メールで、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律は、行政手続に関する法律において、書面等により行うものとしているものについては、主務省令で定めるところにより、インターネット環境による手続きを可能とするもので、同法第2条第2号ハにおいて、議会は対象外となっていること。藤沢市議会会議規則の規定により陳情書のメールでの提出は受理できないことを説明した。

- (13) 審査請求人は、処分庁に対し、2月28日付けの電子メールで、議長及び議会事務局長名による正式回答を求めた。

処分本人：議長が何故応じないのか？
何故 説明責任を果たさないのか？

- (14) 処分庁は、審査請求人に対し、3月5日付けの電子メールで、これまでの回答については、議長及び事務局長に確認したうえで回答しており、正式回答であることを説明した。

- (15) 審査請求人は、処分庁に対し、3月5日付けの電子メールで、市民の陳情に対して議長が拒否した事を、議会事務局長が容認した判断は、ICT利活用に関する関連法の適用に違反するとの判断に基づき、行政不服審査請求を行うことにすると連絡した。

議会事務局長は「処分庁事務代行者の「代表者」か？
「審査庁事務代行者の「代表者」か？

- (16) 審査請求人は、市に対し、3月7日付けの電子メールで、3月6日付けの行政不服審査請求を提出した。

3 本件処分内容及び理由

- (1) 本件処分における陳情書は、メール本文に陳情項目等を記載し、押印の電子データを添付して提出された。

印影は本文に付記載した者であって。
「添付」ファイルでの「提供」ではない

藤沢市議会会議規則（平成15年藤沢市議会規則第1号。以下「規則」とい

う。)第90条において、陳情書は請願書の例により処理することと規定されており、規則第82条において、請願書には請願者が署名し、又は記名押印しなければならないと規定されている。以上のことから、陳情書には、陳情者が署名し、又は記名押印して、提出する必要がある。

印影は本文に付記載した者であって。
「添付」ファイルでの「提供」ではない

本件処分における陳情書には、陳情者の署名又は記名押印がされていないことから、陳情として受理することができないと判断し、審査請求人に対して、不受理を通知したものである。

事務局員は事前の内合わせ通りに議長等に紙写しを
複数議員に手渡した。議長はeMail経由なので拒否した

したがって、請求の根拠のうち、「議会規則に基づき受理されるべきであり議会が受理をしない判断が規則違反であり事務局が請求者に対して不受理を通知する事は同様に規則違反である」の部分は、否認する。

- (2) 本件処分における陳情書のメールでの提出は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の趣旨に基づくものであることは理解しているが、同法第2条第2号ハにおいて、議会は対象外と規定されている。
- (3) 本件処分における陳情書は、陳情者の署名又は記名押印がされていないことから、提出された当初より陳情としては受理しておらず、審査請求人に対して、2月5日付けの電子メール以降、陳情としては受理できないことを一貫して説明している。

したがって、請求の根拠のうち、「一度受理した請求を事務局が「不受理」とする処置」の部分は、否認する。

- (4) 藤沢市議会においては、議案書や委員会報告案件資料等のペーパーレス化、情報伝達の迅速化、議会関連の情報の共有化、文書管理の効率化及び議会運営の円滑化を目的に、タブレット端末及び文書共有システムを導入し、ICTの活用による取り組みを進めている。

陳情書のメールでの提出の受理については、規則の改正により可能となるものであり、合議体である議会が、これまでの協議により決定されている規則に対して、議会事務局が積極的に改正の提案をするものであるとは認識していない。

以 上

当該処分の理由となる事実を証する書類

1 本件処分に至るまでの経緯の記録

- (1) 平成31年 1月 8日付け 審査請求人送付 電子メール
- (2) 平成31年 2月 1日付け 審査請求人送付 電子メール
(押印電子データ添付)
- (3) 平成31年 2月 1日付け 審査請求人送付 電子メール
(押印電子データ添付)
- (4) 平成31年 2月 1日付け 審査請求人送付 電子メール
(押印電子データ添付)
- (5) 平成31年 2月 5日付け 処分庁送付 電子メール
- (6) 平成31年 2月 5日付け 審査請求人送付 電子メール
- (7) 平成31年 2月 8日付け 処分庁送付 電子メール
- (8) 平成31年 2月 8日付け 審査請求人送付 電子メール
- (9) 平成31年 2月12日付け 処分庁送付 電子メール
- (10) 平成31年 2月12日付け 審査請求人送付 電子メール
(押印電子データ添付)
- (11) 平成31年 2月22日付け 処分庁送付 電子メール
- (12) 平成31年 2月24日付け 審査請求人送付 電子メール
- (13) 平成31年 2月28日付け 処分庁送付 電子メール
- (14) 平成31年 2月28日付け 審査請求人送付 電子メール
- (15) 平成31年 3月 5日付け 処分庁送付 電子メール
- (16) 平成31年 3月 5日付け 審査請求人送付 電子メール

2 根拠法令

(1) 藤沢市議会会議規則 (抜粋)

第82条 (請願書の記載事項)

第90条 (陳情書の処理)

(2) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律 (抜粋)

第1条 (目的)

第2条 (定義)

第3条 (電子情報処理組織による申請等)

旧メール・アドレスに送信してしまいましたので
再送信します。

宮崎碩文

----- Forwarded Message -----

Subject:提案:藤沢市議会のICT利活用

Date:Tue, 8 Jan 2019 18:35:20 +0900

From:H.Miyazaki <HMiyaz@msh.biglobe.ne.jp>

To:藤沢市議会事務局議事課殿 <gikai@city.fujisawa.kanagawa.jp>

議事課:和田さん、

本日 御電話でお話しました件名について 確認の為に
メールする次第です。

- 1:「陳情要請」を eMail で行う件
- 2:「陳情陳述」を Skype等の電子会議で行う件。

上記はいずれも ICT利活用の一環として 藤沢市議会
制度運営においても 有効に利用する事が望まれています。

つきましては 特に2:に関しては いつでも対応可能な様に
あらゆる「準備」を行っておくことが必要であると思います。

一度 関係者と会して 要準備事項・諸課題を整理した上で
「Redy to go」状態にすべく 対話する事を希望します。

是非 第一回対話として 1月内に 日時を設定して下さる
事を望みます。
ご連絡を お待ちします。

以上

H31/2019/1/8

宮崎碩文 藤沢市民

HMiyaz@msh.biglobe.ne.jp

議会事務局殿、

以下 件名の陳情を提出しますので 処理の程宜しくお願い致します。

H31/2019/2/01

宮崎碩文

HMiyaz@msh.biglobe.ne.jp

件名： 当市の有料ゴミ袋メニューに関する陳情

陳情項目：

カラス対策黄色有料ゴミ袋メニューの削除を求める。

陳情理由：

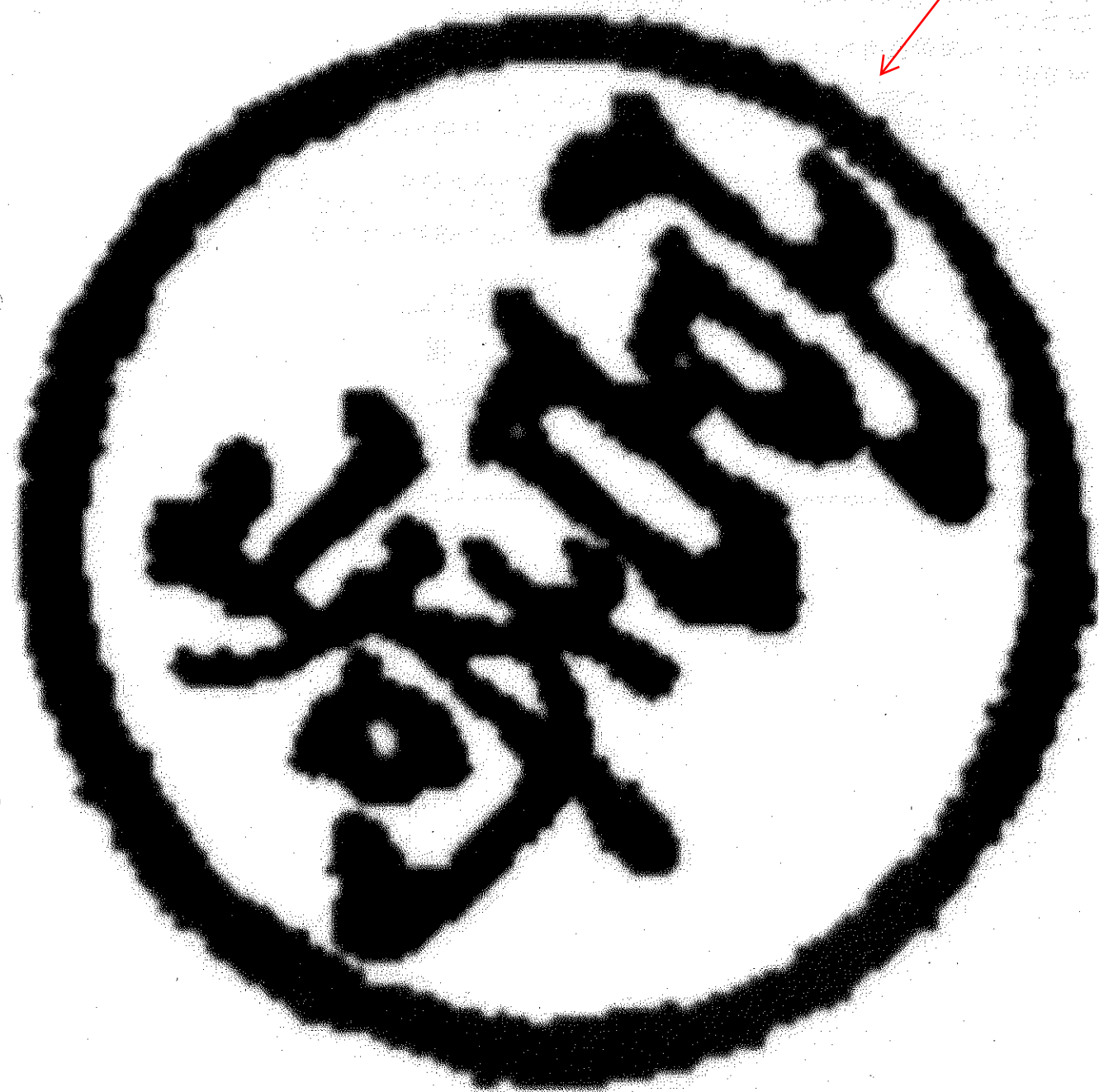
- ・ 当メニューの購入費が 可燃/不燃共用(赤色)メニューの費用に比して 20%以上高い事 及び カラス対策効果が十分に評価されていない事。
- ・ 吉田氏((当時の環境部長) 及び 小野氏当時の(環境課長、後日吉田氏の後任として環境部長に着任) が同席の場で 当方から上記理由に至る諸根拠事項詳細を説明し 当メニューを削減するとの確約を得た事。

平成31/2019年2月1日

藤沢市石川696-1

宮崎碩文 ☒ ←
HMiyaz@msh.biglobe.ne.jp

藤沢市議会
松下賢一郎 議長



議会事務局殿、

以下 件名の陳情を提出しますので 処理の程宜しくお願い致します。

H31/2019/2/01

宮崎碩文

HMiyaz@msh.biglobe.ne.jp

件名： 当市の広報誌等の配布方法の見直しに関する陳情

陳情項目：

広報誌等の配布方法をポスティング手段を含めた見直しを求める。

陳情理由：

- ・ 当市の現行配布費はポスティング方法などと比較すると年間25%以上高い事が想定されている事
- ・ 当件に関しては 以前から広報担当室長、担当課長、市民自治部長、担当課長諸氏と話し合いを行って来たが 見直し検討行動を一切執らなかった事。

平成31/2019年2月1日

藤沢市石川696-1

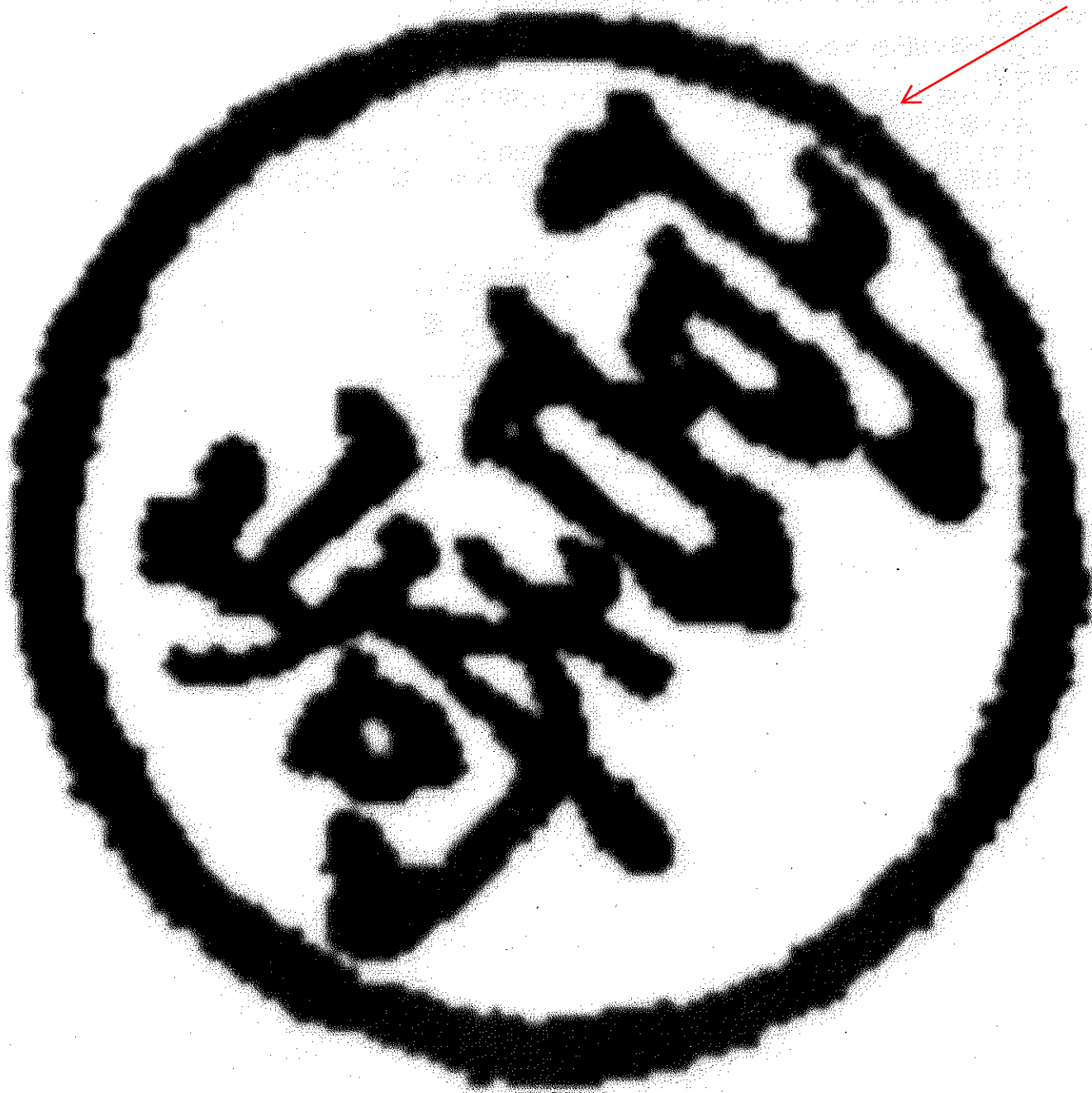
宮崎碩文



HMiyaz@msh.biglobe.ne.jp

藤沢市議会

松下賢一郎 議長



議会事務局殿、

以下 件名の陳情を提出しますので 処理の程宜しくお願い致します。

H31/2019/2/01

宮崎碩文

HMiyaz@msh.biglobe.ne.jp

件名: 当市の議会提案/請願/陳情書提出手続きのICT活用に関する陳情

陳情項目:

申請・請求書の提出手続きにICT活用をも認める事を求める。

陳情理由:

利用者/市民と事務手続き者/事務局 双方の利便性向上を図る目的で
関連法に基づきICT/eMail/ファイル等の「手法」活用を求める次第である。

背景説明:

当事案に関しては 既に議会事務局議事課責任者と打ち合わせを行ない
ICT関連法の仔細説明及び立法府である議員職務と議会運営支援を旨
とする議会事務局職務との差異について 関連法律を基に説明して来た。

「押印」に関しても 事務局との対話にて 以下の事を説明し同意を得ている。
「印影」は あくまでも「点の集合体」であり 人間の視覚上で「印/模様/パター
ーン」として認識可能なものであり ファイル/デジタル形式であっても 表示
画面 又は 紙印刷であっても「印」として認識出来れば良い。

「実印」であっても デジタル情報(1/0の集まり)として 一般回線網を通して
送受信する仕組みになっている事を考えると 上述の如く 議会陳情書の
「押印」については 一切「問題」はないと「判断」すべきである。

また 当陳情に関しては 職務として「議会規則改正」を事務局から直接議会
規則の改正を議会/議長に提言/提案・提起すべきである事を伝えている。

事務局からは 直接議長に「話をする」との意向を聞いている。

結果として 市民からの当陳情は 上記背景を十分踏まえた上で 提出する
ものである。

事務局からも 同様の話が 議長に伝わっている事を前提として 当陳情を
行う次第である。

平成31/2019年2月1日

藤沢市石川696-1

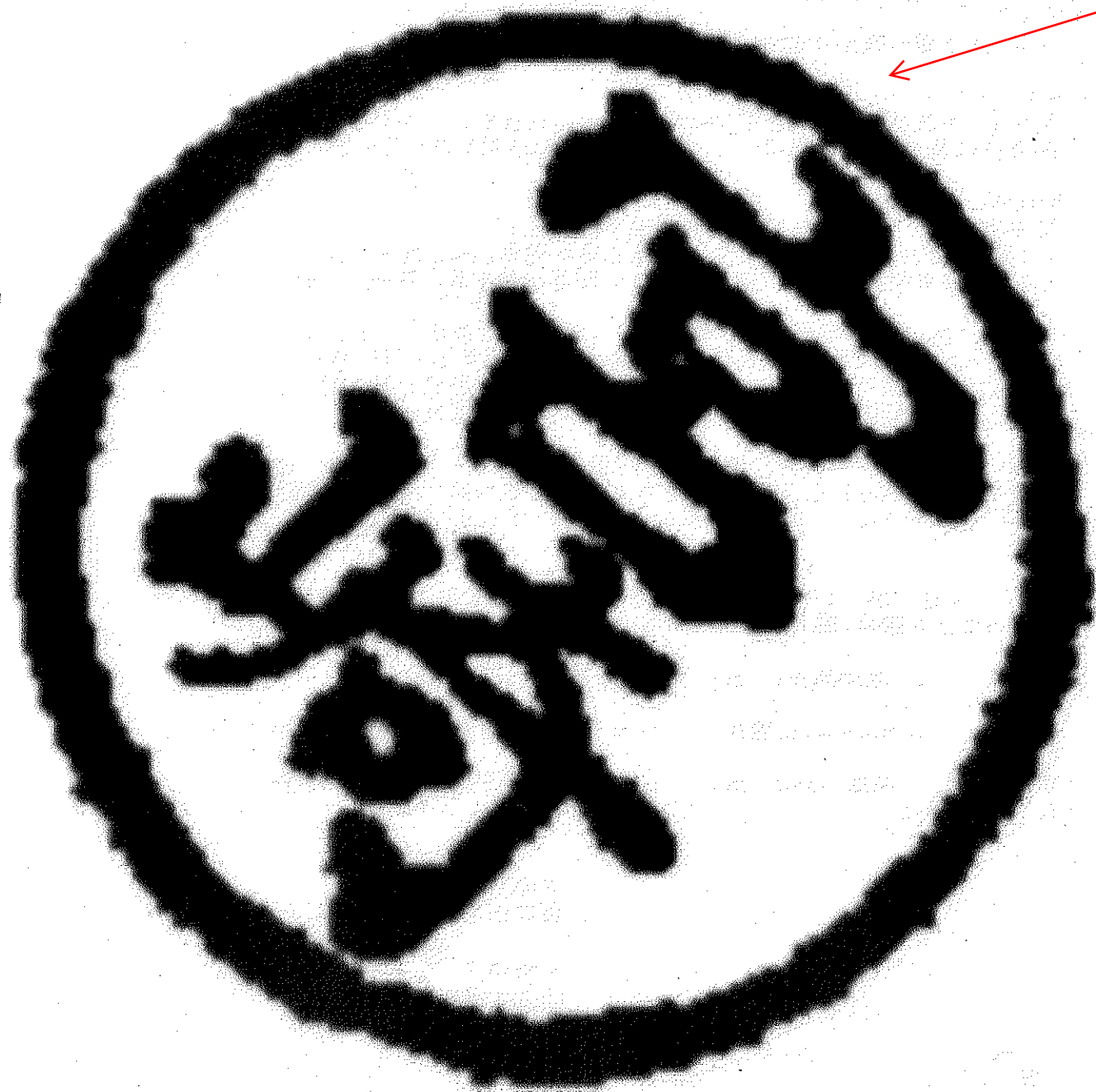
宮崎碩文



HMiyaz@msh.biglobe.ne.jp

藤沢市議会

松下賢一郎 議長



2月5日10:58 (2月1日 (3件) への返信) 【資料 (5) 】.txt
メールにてご提出いただいた3件の取り扱いについて 1.88KB

送信者: 議会事務局議事課 <fj-giji@city.fujisawa.lg.jp>
宛先: 議会事務局議事課
Bcc: <fj0-giji@city.fujisawa.lg.jp> <H Miyaz@msh.biglobe.ne.jp>
Date: 2019/02/05 10:58:46

宮崎 碩文 様

いつもお世話になっております。

先日、メールにてご提出いただきました、

- (1) 藤沢市議会への「陳情」: 当市の議会提案/請願/陳情提出手続きのICT活用に関する件
(2) 藤沢市議会への「陳情」: 当市の広報誌等の配布方法の見直しに関する件
(3) 藤沢市議会への「陳情」: 当市のカラス対策黄色有料ゴミ袋メニューの削除を求める件
の3件の取り扱いにつきまして、ご連絡いたします。

先日お送りしたメールにも記載いたしましたとおり、現状は藤沢市議会会議規則の規定により、今回いただきました3件につきましては、陳情としては受理できかねます。つきましては、議長に対する要望書として受理をさせていただき、議長へ報告をいたします。

また、陳情としての審査を希望される場合は、紙で印刷をしていただいた陳情書に、署名または記名押印をしていただき、ご持参いただくか、ご郵送にてご提出いただければと思います。

なお、改めてご提出される場合は、記載内容について確認をさせていただきたい部分がございますので、ご連絡をいただけると幸いです。

以上よろしく願いいたします。

藤沢市議会事務局 議事課
和田 尚也
〒251-8601 藤沢市朝日町1-1 9F
TEL:0466-25-1111(内線5622)
0466-50-3566(直通)
FAX:0466-24-0123
E-mail:fj-giji@city.fujisawa.lg.jp

議会事務局殿、

以下 件名の陳情を提出しますので 処理の程宜しくお願い致します。

H31/2019/2/05

宮崎碩文

HMiyaz@msh.biglobe.ne.jp

件名: 当市議会事務局への議会提案/請願/陳情書を提出手続きに関わる
ICT活用に関する陳情

参考関連: 2019/2/01付陳情

「藤沢市議会への「陳情」: 当市の議会提案/請願/陳情提出
手続きのICT活用に関する件

陳情項目:

議会事務局への陳情等の申請・請求書の提出手続きにICT活用をも
認める事を求める。

陳情理由:

上記:参考関連の陳情内容とは一部主旨が重複してはいるが 本陳情は
あくまでも 利用者/市民と事務手続き者/事務局 双方間のみに 関わる
利便性向上を図る目的のみに関わる ICT関連法に基づくICT/eMail/
ファイル等の「手法」活用を求める次第である。

背景説明:

当市の情報公開請求手続きに於いては 既に ICT化が採用されており
現にH30年半ばには 環境部所管情報に関するeMail手段で行った情報
公開請求は 何ら問題なく当該情報をPDFファイルをeMail添付にて送信
されて 滞りなく受理しているのが実態である。

議会事務局の役務は あくまでも立法部門議員の本来職務を支援する事
であるから 市民から受理した陳情内容をICT利用可否かを問う事無く議会
にその内容を画面/紙印刷の形式をとわず 正しく伝達すればよいのである。

事務局と議会間の 情報形態については 市民が関する必要が無い事は
自明である。

結果として 市民からの当陳情は 上記背景を十分踏まえた上で 提出する
ものである。

平成31/2019年2月05日

藤沢市石川696-1

宮崎碩文

HMiyaz@msh.biglobe.ne.jp

藤沢市議会

松下賢一郎 議長

2月8日17:45 (2月5日への返信) 【資料(7)】.txt
お問い合わせいただいています件について(回答) 1.29KB

送信者: 議会事務局議事課 <fj-giji@city.fujisawa.lg.jp>
宛先: 議会事務局議事課
Date: 2019/02/08 17:45:46

宮崎 様

藤沢市議会事務局議事課の浅上と申します。

先日いただきましたメールにつきましては、議長に報告をいたしました。

陳情のメールでの提出は、会議規則に照らして受理できかねるという見解は変わりませ
ん。

陳情のメールでの受理の是非についての陳情書を、印刷・押印してご提出いただけました
ら、

陳情として受理し、議会運営委員会で審査されることとなります。

改めてご提出いただく場合には、記載内容について確認させていただきたい点がございま
すので、
ご連絡いただければ幸いです。

以上につきまして、ご承知のほどよろしくお願いいたします。

藤沢市議会事務局 議事課 浅上
電話番号0466-50-3566 (直通)

当件に関する[回答]を 確かに受信しました。

本日 電話で栄さんにも 次の説明を求める旨お話しましたので
早急に ご対応頂きたいと思えます。

期限は 既に貴事務局に提出/受理済みの全陳情が必ず有効と
なる条件を満たす範囲でお願いします。

求める内容は;

- ・ 該当する議会規則は 何の為にあるのか?
- ・ 規則を削除した場合 議員の職務遂行上 如何なる「弊害」
「不具合」が発生するのか?
- ・ 議員の職務遂行を妨げる「阻害要因」は何か?

上記内容を 事務局から議長に 問い合わせを行い早急に
当方にお知らせください。

H31/2019/2/08

宮崎 碩文

On 2019/02/08 金曜日 17:45, 議会事務局議事課 wrote:

宮崎 様

藤沢市議会事務局議事課の浅上と申します。

先日いただきましたメールにつきましては、議長に報告をいたしました。

陳情のメールでの提出は、会議規則に照らして受理できかねるという見解は変わりません。
陳情のメールでの受理の是非についての陳情書を、印刷・押印してご提出いただけましたら、
陳情として受理し、議会運営委員会で審査されることとなります。
改めてご提出いただく場合には、記載内容について確認させていただきたい点がございましたので、
ご連絡いただければ幸いです。

以上につきまして、ご承知のほどよろしくお願いいたします。

藤沢市議会事務局 議事課 浅上
電話番号0466-50-3566 (直通)

2月12日17:30 (2月8日への返信) 【資料(9)】.txt
お問い合わせいただいています件について(回答) 2.10KB

送信者: 議会事務局議事課 <fj-giji@city.fujisawa.lg.jp>
宛先: H. Miyazaki
Date: 2019/02/12 17:30:45

宮崎 様

藤沢市議会事務局議事課の浅上と申します。

お問い合わせいただいた内容について、次のとおり回答いたします。

請願・陳情の提出については、氏名住所を明らかにしていただいたうえで、一定の責任をもってご提出いただくということから、会議規則において、署名又は記名・押印を求めているものと考えております。

宮崎様のご指摘されております、郵送で提出された場合に、本人が署名又は記名・押印したことの確認をしていないのであれば、メールでのデータ添付による提出も支障はなく受けるべきであるというご意見については、ご指摘のとおり本人確認はしておりませんが、紙に署名又は記名押印のうえ原本を提出いただくことにより、確認における一定の担保がなされているものと認識しております。

陳情のメールでの受付については、議会の広聴機能の強化手法の一つであることは承知しており、会議規則の改正により可能となるものです。しかし、議会は合議体であり、これまでの協議により決定されている規則に対して、議会事務局において積極的に改正の提案をすることは考えておりません。

重ねてのご案内になりますが、その旨の陳情書を印刷・押印してお持ちいただければ、議会の協議の場にあがることとなります。規則の改正を求められるということでしたら、そのための制度として陳情がございますので、
現行の手続きにのっとりたうえで提出を行っていただければと存じます。

以上、よろしくお願いいたします。

藤沢市議会事務局 議事課 浅上
電話番号0466-50-3566 (直通)

藤沢市議会:松下賢一郎議長殿;

写し: 藤沢市議会事務局長

初めてコンタクトします 藤沢市民の宮崎碩文です。

既に 本件に関しては 事務局長と詳細についてお話が為された事とは思いますが 当方が同席していない為真意を把握しきれて降りません。

全ての法規制・条例には「合理性」が求められている事はご承知おき事と思います。
未だに 貴職の合理的な説明を岡がっておりません。
真意を伺う為には 直接お話の場を持つことが不可避です。
是非 議都合の良い日時を設定してください。

既に「事務局で受理済み」の「当方の全陳情」を議会として受付して審議を行ってください。
少なくとも 当回の全陳情は「明らかに当方:宮崎」が請求した件である事は 事務局職員が認識済みです。
話し合いの場を早急に設定してください。

H31/2019/2/12

宮崎碩文



藤沢市石川696-1 〒252-0815

電話/Fax 0466-87-5821

HMiyaz@msh.biglobe.ne.jp

On 2019/02/12 火曜日 17:30, 議会事務局議事課 wrote:

宮崎 様

藤沢市議会事務局議事課の浅上と申します。

お問い合わせいただいた内容について、次のとおり回答いたします。

請願・陳情の提出については、氏名住所を明らかにしていただいたうえで、一定の責任をもってご提出いただくということから、会議規則において、署名又は記名・押印を求めているものと考えております。

宮崎様のご指摘されております、郵送で提出された場合に、本人が署名又は記名・押印したことの確認をしていないのであれば、メールでのデータ添付による提出も支障はなく受けるべきである、というご意見については、ご指摘のとおり本人確認はしておりませんが、紙に署名又は記名押印のうえ原本を提出いただくことにより、確認における一定の担保がなされているものと認識しております。

陳情のメールでの受付については、議会の広聴機能の強化手法の一つであることは承知しており、会議規則の改正により可能となるものです。しかし、議会は合議体であり、これまでの協議により決定されている規則に対して、議会事務局において積極的に改正の提案をすることは考えておりません。

重ねてのご案内になりますが、その旨の陳情書を印刷・押印してお持ちいただければ、議会の協議の場にあがることとなります。規則の改正を求められるということでしたら、そのための制度として陳情がございますので、現行の手続きにのっとりたうで提出を行っていただければと存じます。

以上、よろしくお願いいたします。

藤沢市議会事務局 議事課 浅上
電話番号0466-50-3566 (直通)



2月22日19:44 (2月12日への返信) 【資料(11)】.txt
お問い合わせいただいています件について(回答) 0.99KB

送信者: 議会事務局議事課 <fj-giji@city.fujisawa.lg.jp>
宛先: 議会事務局議事課
Date: 2019/02/22 19:44:43

宮崎 様

藤沢市議会事務局議事課長の田口と申します。

先日からお問い合わせをいただいている、Eメールでの陳情の提出につきましては、
2月1日付メールにて回答したとおり、藤沢市議会会議規則の規定により、
陳情として受理することはできません。

なお、要望書として受理をさせていただき、議長に報告しております。

藤沢市議会事務局 議事課 田口
電話番号0466-50-3566 (直通)

宛先：藤沢市議会 事務局 議事課長：田口英太郎さん、
 写し：藤沢市議会 事務局長：土居秀彰さん、
 写し：藤沢市議会 議長：松下賢一郎さん、

田口さん、ご回答有難うございました。

以下 法律の適用をしっかりと理解した上で再回答下さいます様
 提言させていただきます。

是非 貴市の最高情報統括責任者(CIO)からも 指導を受けて
 しっかりと法を習得して下さい。

「藤沢市議会会議規則の規定」により 陳情として受理できない。

との由ですが 今までも事務局諸氏にも繰り返してお話した
 のですが 下記法律を熟読したのですか？
 当法律と規則の関係をご存知なのですか？

★ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律 (通称：情報通信技術利用法)

第一条 (目的)

第二条 (定義) 三、四、五、六

第三条 (電子情報処理組織による申請等) 2、3、4

★ 「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」のポイント 2 規程事項

① オンライン化可能規定

==>オンライン化のための各個別法令の改正は不要に

市民と対話する際には 十分なる法律等を習熟した上で ご対応されます様
 重ねて提言する次第です。

全議員へのIT端末導入により「Paper Less」を標榜している折です。
 事務手続きの利便性向上は 市民・行政・議員双方の大きな課題です。

敏速なる 再回答を求めます。目途を当月末:2/28とします。

当事案に関して「疑義」が有りましたら如何なる事象であっても 当方に
 コンタクト下さいます事を希望します。

H31/2019/2/24日

宮崎碩文

HMiyaz@msh.biglobe.ne.jp

On 2019/02/22 金曜日 19:44, 議会事務局議事課 wrote:

宮崎 様

藤沢市議会事務局議事課長の田口と申します。

先日からお問い合わせをいただいている、Eメールでの陳情の提出につきましては、
 2月1日付メールにて回答したとおり、藤沢市議会会議規則の規定により、
 陳情として受理することはできません。

なお、要望書として受理をさせていただき、議長に報告しております。

藤沢市議会事務局 議事課 田口
 電話番号0466-50-3566 (直通)

2月28日16:07 (2月24日への返信) 【資料(13)】.txt

Re: お問い合わせいただいています件について (回答) 議会: 陳情等手続き案件 重要
度「最高」 1.67KB

送信者: 議会事務局議事課 <fj-giji@city.fujisawa.lg.jp>

宛先: 議会事務局議事課

Date: 2019/02/28 16:07:19

宮崎様

議会事務局議事課長の田口です。

お問い合わせいただいている内容にお答えします。

「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」とは、行政手続きに関する法律において、
書面等により行うものとしているものについては、主務省令で定めるところにより、
インターネット環境による手続きを可能とするものです。

そして、第二条第二項ハにおいて、議会は対象外となっています。

本市議会における規定については、これまでに繰り返しご説明いたしましたとおりです。

したがいまして、宮崎様よりいただいている案件については、陳情として受理できません。

よろしくご承知おきください。

藤沢市議会事務局 議事課長 田口

〒251-8601 藤沢市朝日町1-1 9F

TEL: 0466-25-1111 (内線5622)

0466-50-3566 (直通)

FAX: 0466-24-0123

E-mail: fj-giji@city.fujisawa.lg.jp

宛先： 藤沢市議会：松下賢一郎議長
宛先： 藤沢市議会事務局：土居秀景事務局長
写し： 藤沢市議会事務局議事課長：田口さん

H31/2019/02/28付で 議事課長田しから下記回答を受信しました。

この回答メールには ビジネス・ルールとして「正式判断責任者」を示す上で欠かせない 松下賢一郎議長 及び 土居秀景事務局長 両氏の発信者記名が見当りません。

是非とも 両氏の役職名及び氏名記載の「正式回答」を 3/01(金)中に送ってください。

H31/2019/2/28

宮崎碩文

HMiyaz@msh.biglobe.ne.jp

On 2019/02/28 木曜日 16:07, 議会事務局議事課 wrote:

宮崎様

議会事務局議事課長の田口です。

お問い合わせいただいている内容にお答えします。

「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」とは、行政手続に関する法律において、書面等により行うものとしているものについては、主務省令で定めるところにより、インターネット環境による手続きを可能とするものです。

そして、第二条第二項ハにおいて、議会は対象外となっています。

本市議会における規定については、これまでに繰り返しご説明いたしましたとおりです。

したがいまして、宮崎様よりいただいている案件については、陳情として受理できません。

よろしくご承知おきください。

藤沢市議会事務局 議事課長 田口

〒251-8601 藤沢市朝日町1-1 9F
TEL:0466-25-1111(内線5622)
0466-50-3566(直通)
FAX:0466-24-0123
E-mail:fj-giji@city.fujisawa.lg.jp

3月5日16:54 (2月28日への返信) 【資料(15)】.txt
Re: Re: お問い合わせいただいています件について (回答: 2019/02/28付) 議会: 陳情等
手続き案件 重要度「最高」 16.60KB

送信者: 議会事務局議事課 <fj-giji@city.fujisawa.lg.jp>

宛先: 議会事務局議事課

Date: 2019/03/05 16:54:44

宮崎様

藤沢市議会事務局議事課長の田口です。

これまでの件に関しましては、本市議会議長・事務局長に確認したうえで、

私が所管事務の責任者として回答しております。

つきましては、これまでの回答を含めて正式回答となりますので、

ご承知くださいますようお願いいたします。

藤沢市議会事務局 議事課長 田口

〒251-8601 藤沢市朝日町1-1 9F

TEL: 0466-50-3566 (直通)

3月5日19:32【資料(16)】.txt

Re: お問い合わせいただいています件について(回答:2019/02/28付) 議会:陳情等手続き案件 重要度「最高」 22.31KB

送信者: H.Miyazaki <H Miyaz@msh.biglobe.ne.jp>

宛先: 藤沢市議会事務局:土居秀景事務局長

Cc: 藤沢市議会事務局議事課 経由 松下賢一郎議長 藤沢市議会事務局議事課長:田口

英太郎課長 福岡秀治さん 青柳節子さん

Date: 2019/03/05 19:32:46

宛先: 藤沢市議会事務局:土居秀景局長

写し: 藤沢市議会:松下賢一郎議長 (経由 議会事務局議事課)

写し: 藤沢市議会事務局議事課:田口英太郎課長

貴職下の田口課長から当件に関する回答を 確かに受理しました。

市民の「陳情請求」に対して 市議会議長が拒否した事を
議会事務局長が容認した判断は
ICT利活用に関わる関連法適用に違反するとの判断に基づき
藤沢市に対して「行政
不服審査請求」を行う事にします。

H31/2019/3/05

宮崎碩文

H Miyaz@msh.biglobe.ne.jp

(請願書の記載事項)

第82条 請願書には邦文を用いて次に掲げる事項を記載し、かつ、請願者(請願者が法人である場合はその代表者)が署名し、又は記名押印しなければならない。

- (1) 請願の趣旨
 - (2) 提出年月日
 - (3) 請願者の住所(法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地)
 - (4) 法人の場合にあつては、その名称
- 2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名し、又は記名押印しなければならない。
- 3 請願書の用語及び提出は、平穩になされなければならない。

(陳情書の処理)

第90条 議会は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

(目的)

第一条 この法律は、行政機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 法令 法律及び法律に基づく命令をいう。
- 二 行政機関等 次に掲げるものをいう。
 - イ 内閣、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関、国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第三条第二項に規定する機関若しくは会計検査院又はこれらに置かれる機関
 - ロ イに掲げる機関の職員であつて法律上独立に権限を行使することを認められたもの
 - ハ 地方公共団体又はその機関(議会を除く。)
 - ニ 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)
 - ホ 地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)
 - ヘ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(独立行政法人を除く。)又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人(地方独立行政法人を除く。)のうち、政令で定めるもの
 - ト 行政庁が法律の規定に基づく試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について当該法律に基づきその全部又は一部を行わせる者を指定した場合におけるその指定を受けた者
 - チ 三から上までに掲げる者(上に掲げる者については、当該者が法人である場合に限る。)の長
- 三 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- 四 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- 五 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- 六 申請等 申請、届出その他の法令の規定に基づき行政機関等に対して行われる通知(訴訟手続その他の裁判所における手続並びに刑事事件及び政令で定める犯則事件に関する法令の規定に基づく手続(次号から第九号までにおいて「裁判手続等」という。)において行われるものを除く。)をいう。
- 七 処分通知等 処分(行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。)の通知その他の法令の規定に基づき行政機関等が行う通知(不特定の者に対して行うもの及び裁判手続等において行うものを除く。)をいう。
- 八 縦覧等 法令の規定に基づき行政機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供すること(裁判手続等において行うものを除く。)をいう。
- 九 作成等 法令の規定に基づき行政機関等が書面等又は電磁的記録を作成し又は保存すること(裁判手続等において行うものを除く。)をいう。
- 十 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(平一五法一一九・一部改正)

(電子情報処理組織による申請等)

第三条 行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしていたものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織(行政機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。

- 2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する法令の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第一項の規定により行われた申請等は、同項の行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該行政機関等に到達したものとみなす。
- 4 第一項の場合において、行政機関等は、当該申請等に関する他の法令の規定により署名等をするものについては、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。